南魚沼市水道事業 水道料金改定の審議 (第5回)

日時:令和4年9月28日

南魚沼市上下水道部水道課

もくじ

• • • • • 2
• • • • 3
• • • • 4
• • • • 5
• • • • 6
• • • • 7
• • • • 8
• • • • 9
• • • • 1 0
• • • • 1 1
••••12
• • • • 1 3
• • • • 1 4

- 1. 前回の審議について確認
 - (1) 要望書の検討

要因

- ・社会福祉法人南魚沼福祉会より、福祉事業に新たに用途区分を設け、安価な水道料金の適用を望む「要望書」を受理した
- · 営利を目的にせず、高齢者、障がい者福祉に貢献しているが、諸経費の高騰により経営に影響が出ている

検討

- ・福祉介護事業は、内容が多岐にわたり、対象要件を絞ることが難しく、複雑 な料金設定は避けたい
- ・減収分の財源は、一般会計繰入金を充てるべき、特定の事業者を対象にした た繰入金には、疑問がある

結果

- ・ 事務局の方針 「福祉事業に対する『安価な用途設定』は、しない」
- ・審議委員会「事務局の方針を承認する」

意見

- ・「他の大口使用者と同様の取扱いとするなら、一般会計繰入金による値上 げ緩和措置を強く望む」
- 「料金比較を見ると温泉旅館は、優遇されていると感じる。段階的にシンプルな水道料金に改めるべきである」

(2) 福祉減免制度の検討

要因

- ・水道使用量が少なく割高な水道料金を支払う高齢者世帯に対して、時限的 な措置として、水道基本料金の一部を減免する
- ・減免制度は、平成24年度に開始して10年が経過する。減収に充てる財源 は、一般会計からの繰入金である

検討

- ・使用量が10㎡以下で割高な基本料金を負担している世帯は、対象世帯の 半数程度にとどまる
- ・今回の改定で高齢者世帯に限らず、使用量の少ない世帯の負担は継続的に広く軽減される

結果

- ・ 事務局の方針 「時限的な福祉減免制度は、終了したい」
- ・審議委員会「事務局の方針を承認する」

意見

・「福祉減免制度の終了だけが、強調されることのないように、一般の使用量 の少ない世帯は、『広く負担が軽減される』ことを十分に説明すること」

(3) リゾートマンション料金の検討

要因

・リゾートマンション内の使用者は、月の水道使用量が10㎡未満になる場合が多く、改定の料金を適用すると多額の減収になる

検討

・リゾートマンションを含めて、現在の水道施設の規模を決定していることから 相応の経費負担をお願いしたい

結果

- ・事務局の方針「リゾートマンション内の使用者に対して、10㎡を基本水量と する一般用と異なる特殊料金を新たに設定したい」
- ・審議委員会「事務局の方針を承認する」

意見

・「マンションをアパートのように使用して、住民税を納付している市民に対して は、一般用料金の適用をすべきと考えることができる。定住者を増やす施策 につながることから配慮を求める」

報告

・リゾートマンション5棟において、住民登録されている部屋が、約170室あることがわかりました。給水件数2,822件の6%に相当します。対応につきましては、マンション管理組合と相談して検討いたします。

(4) 繰入金の検討

要因

・25mm以上のメーターを設置している大口使用者は、平均改定率29.3% の値上げになるため、値上げが段階的な実施になるように、一般会計に対 して繰入金を要望する

検討

- ・一般会計繰入金5,000万円で、約3%の値上げを抑えることができる
- ・繰入金は、時限的な措置であり、将来にわたり継続して約束されるものではない
- ・大口使用者の平均改定率を20%程度に抑えたい

結果

・事務局の方針「令和9年度まで、総額1億5千万円の繰入金を要望する」

ⅰ果│・審議

・審議委員会「事務局の方針を承認する」

意見

・「大口使用者の水道料金<mark>『激変緩和措置』</mark>に、一般会計から繰入金を要望 すること」

2. 新水道料金 (案) の決定

(1) 一般料金「税込み」

現行料金		
基本料	斗金	
13mm		
20mm		
25mm		
30mm	0 460⊞	
40mm	2,460円 /10㎡	
50mm		
75mm		
100mm以上		

従量料金 1㎡当たり				
$11\sim 5,000\mathrm{m}^3$	246円			
5, 001~ 10, 000 m³	214円			
10, 001 m³∼	134円			

	確定基準額						
	基本料金						
	13mm	1,628円					
	20mm	1,683円					
	25mm	3,410円					
	30mm 40mm	6,600円					
		9,680円					
	50mm	21,450円					
	75mm	57, 200円					
	100mm以上	176,000円					

747 十 344 45

従量料金 1㎡当たり					
口径	1∼10m³	11㎡以上			
13 • 20mm	77円	0.4.0 III			
25㎜以上	242円	242円			

繰入後新料金 (案)

基本料金				
13mm	→1,628円			
20mm	→1,683円			
25mm	1,760円			
30mm	🔪 3,300円			
40mm	4,950円			
50mm	▲10,560円			
75mm	★28,270円			
100mm以上	★86,350円			

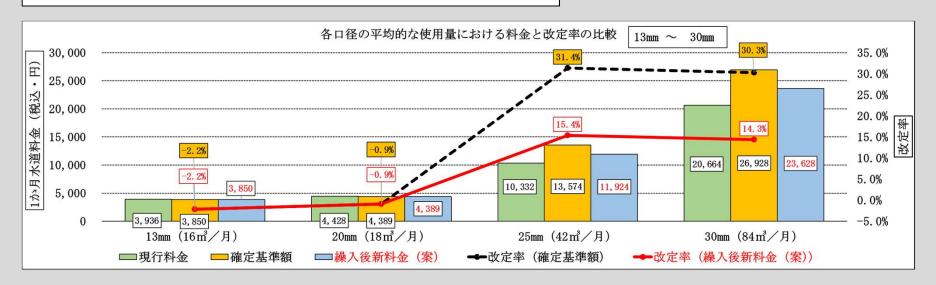
従量料金 1㎡当たり					
口径	1∼10m³	11㎡以上			
13 • 20mm	77円	0.4.0 III			
25㎜以上	242円	242円			

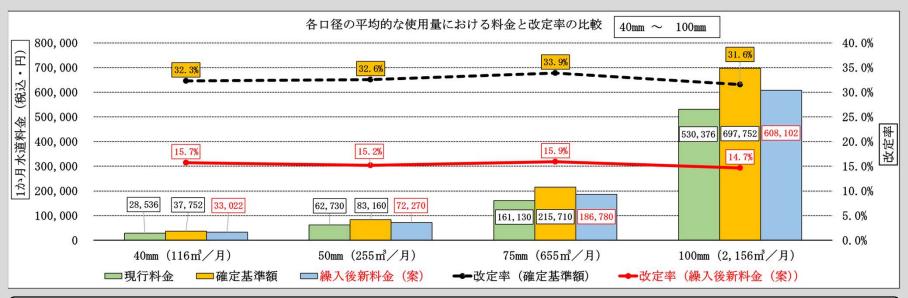
旧簡水一般料金も同料金にする

メーター口径別の給水件数と料金の比較

口径	給水件数	割合	· %	月平均 使用量 ㎡	平均使用 時 現行料金 (円・税込)	平均使用時 繰入後 新料金(案) (円・税込)	1か月 の差額 (円)	年間 の差額 (円)	改定率	平均 改定率
13 mm	20,209	83.9	96.1	16	3,936	3,850	▲ 86	▲1,032	▲2.2%	家庭
20 mm	2,947	12.2	96.1	18	4,428	4,389	▲39	▲ 468	▲0.9%	▲1.6%
25 mm	525	2.2		42	10,332	11,924	1,592	19,104	15.4%	
30 mm	41	0.2		84	20,664	23,628	2,964	35,568	14.3%	事業所
40 mm	216	0.9		116	28,536	33,022	4,486	53,832	15.7%	
50 mm	112	0.5	3.9	255	62,730	72,270	9,540	114,480	15.2%	13.9%
75 mm	21	0.1		655	161,130	186,780	25,650	307,800	15.9%	繰入前 29.3%
100 mm	3	0.0		2,156	530,376	608,102	77,726	932,712	14.7%	の半数以下に
150 mm	1	0.0		5,862	1,414,468	1,504,954	90,486	1,085,832	6.4%	軽減
計	24,075	100	100							

平均的な使用量における料金と改定率の比較





資料2「口径別改定率の詳細」、資料3「県内22市町水道料金比較表」もご覧ください

(2) 特殊料金①:公衆浴場「税込み」

現行料金

基本料金

メーター口径に関係なく

16,042円

69円

0~300m3まで

従量料金 (1㎡当たり)

301~1,000 m³

1,001m³~ 48円

改定の方針 対象:3件

一般用25mm以上の 改定率13.9%に準 じて、料金を値上 げする。 また、1,001m³以上

また、1,001m以上 の従量料金は<u>廃止</u> する。

新料金 (案) 公衆浴場

基本料金

メーター口径 に関係なく

18,370円

0~300m3まで

従量料金 (1㎡当たり)

301 m³∼



令和3年度	使用水量	現行料金	新料金(案)	月差額	年差額	改定率
月平均使用量	318 m³	17, 284円	19,756円	2,472円	29,664円	14. 3%
月最大使用量	433 m³	25, 219円	28,611円	3, 392円	40,704円	13. 5%

(3) 特殊料金②:温泉旅館「税込み」

現行料金

基本料金 メーター口径 に関係なく 0~300㎡まで



改定の方針 対象:12件(休止1)

一般用25mm以上の 平均改定率13.9% に準じて、料金を 値上げする。

改定



新料金 (案) 温泉旅館

基本料金

メーター口径 に関係なく

59,400円

0~300m3まで

従量料金 (1㎡当たり)

301~1,000㎡ 187円

1, 001 m³∼

令和3年度	使用水量	現行料金	新料金(案)	月差額	年差額	改定率
月平均使用量	582 m³	98, 486円	112, 134円	13,648円	163,776円	13. 9%
月最大使用量	3, 444 m³	402, 144円	459, 140円	56,996円	683, 952円	14. 2%

(4) 特殊料金③:リゾートマンション「税込み」

現行料金

基本料金			
13mm			
20mm			
25mm			
30mm	0.460		
40mm	2,460円 /10㎡		
50mm			
75mm			
100mm以上			

従量料金 1r	n³当たり
$11\sim 5,000\mathrm{m}^3$	246円
5, 001~ 10, 000 m³	214円
10, 001 m³∼	134円

改定の方針 対象:5棟 2,822件

一般の改定新料金の 基本料金に、10㎡分 の従量料金を加えた 額を各戸メーターの 基本料金とする。 11㎡以上の従量料金 は一般と同額とする。

改定

リゾートマンションの 親メーターには基本 料金を設定しない。 1㎡当り242円の従量 料金のみとする。

新料金(案)リゾートマンション

基本料金(10㎡まで)	
13mm	2,398円
20mm	2, 453円
25mm	4, 180円
30mm	5,720円
40mm	7,370円
50mm	12,980円
75mm	30,690円
100mm以上	88,770円

従量料金 1㎡当たり 11㎡~

(5) 特殊料金④:臨時「税込み」

現行料金

改定の方針

新料金 (案) 臨時

基本料金

メーター口径に関係なく

3,850円

0~10m3まで

従量料金 1㎡当たり 11㎡~

385円

現行料金を据置く

据置き

基本料金

メーター口径 に関係なく

3,850円

0~10m3まで

従量料金 1㎡当たり 11㎡~

3. 答申書の取りまとめについて

- ・今回の審議で、南魚沼市長より諮問された、南魚沼市水道料金 体系の見直し及び料金の改定について審議を終え、市長に対する 南魚沼市上下水道審議委員会の「答申書」を作成します。
- ・「答申書」の提出は、令和4年10月28日を予定しています。 従って、事務局で10月18日を目途に「答申書(案)」を作成 して、委員の皆さんから次回の審議委員会前に「答申書(案)」 を確認をしていただきたいと思います。
- ・「答申書(案)」の修正やご意見については、全委員及び参与に 文書等で行い、取りまとめて「答申書」を作成します。
- ・10月28日は、はじめに「答申書」の確認と承認を行います。 その後、南魚沼市長に答申書を提出する予定です。

4. 審議委員会のスケジュール

審議委員会	開催日程	主な説明と審議内容
第1回	令和4年3月24日	・水道料金の改定について諮問・水道料金と経営状況の推移・事業計画・水道料金の算定方法
第2回	令和4年5月26日	・県内20市の水道料金比較表 ・改定水道料金(案/基準料金)
第3回	令和4年7月13日	・現行用途料金の検討
第4回	令和4年8月23日	・料金改定率の詳細について・要望書の検討・福祉減免制度の検討・リゾートマンション料金の検討・繰入金の検討と今後の方針
第5回	令和4年9月28日	・新水道料金(案)の決定 ・答申書の取りまとめについて
第6回	令和4年10月28日予定	・答申書の審議と承認 ・答申書の提出